## 文京区自動体外式除細動器(AED)の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内(以下「区内」という。)で開催される行事において、参加者等が突然心臓機能停止状態に陥ったときに備え、当該行事を主催する団体に自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を貸し出し、もって一次救命処置体制の強化を図り、救命率の向上を推進することを目的とする。

(区民)

- 第2条 この要綱において、「区民」とは、区内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。 (貸出しを行う場合)
- 第3条 AEDの貸出しは、次に掲げる者が区内で開催するスポーツ競技その他の行事 (以下「行事」という。)であって、区民が参加する場合に行う。
  - (1) 区内の町会、自治会及び事業所
  - (2) 区内で活動する団体
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の行事は、営利を目的として開催されるものを除く。

(貸出しの条件)

- 第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、医師又は心肺蘇生処置の講習(AEDの操作方法を含む。)を修了し、その証明書等の提示ができる者(以下「講習修了者」という。)を配置しなければならない。
- 2 前項に規定する医師又は講習修了者がいないときは、貸出しの期間の初日までに、団体に属する者の1人以上に消防署等が実施するAEDの取扱講習を受講させなければならない。
- 3 前2項に規定する医師、講習修了者又はAEDの取扱講習を受講する者は、行事の開催中は、会場に常駐しなければならない。

(貸出しの期間)

第5条 貸出しの期間は、7日以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めたとき は、期間を延長することができる。

(貸出しの申請)

第6条 貸出しを受けようとする者は、貸出しの期間の初日の7日前までに自動体外式除 細動器(AED)借出申請書(別記様式第1号)により区長に申請しなければならない。 (貸出しの決定)

- 第7条 区長は、申請が適正であると認めたときは、自動体外式除細動器(AED)貸出 承認通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により貸出しを承認したときは、自動体外式除細動器(AED) 貸出整理台帳(別記様式第3号)に所要事項を記載するものとする。

(維持管理)

- 第8条 AEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、借り受けたAED(以下「貸出機器」という。)を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- 2 借受者は、貸出機器を処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は、貸出機器を転貸し、又は譲渡してはならない。

(費用負担)

第9条 AEDの貸出しに伴う運搬、設置等に要する費用は、借受者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 借受者は、その責めに帰すべき事由により、貸出機器を紛失し、又は棄損した ときは、貸出機器と同種のもの又は区長が相当と認めた金額をもって、賠償しなければ ならない。

(返還)

- 第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出機器を返還させることができる。
  - (1) 借受者が貸出機器を必要としなくなったとき。
  - (2) 区長が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。